

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第三編 農民運動

第二章 小作争議

第二節 小作争議の原因・手段および結末

一 小作争議の原因と小作人の要求

小作争議の原因はさまざまで各種の要素が複合錯綜しているのので、その発生を単一の原因に帰することは誤りをおかしやすい。しかし、その各種原因中、最も重要なものに着目し、小作争議の原因を「農地年報」の報告を利用しながら考察しよう。

一九三九、四〇の両年は一部の地方に干害があり、このための不作を原因として小作争議が発生したが、三九年五六三件(総件数の一五・七%)、四〇年五七九件(一八・三%)と、それほど多くはなかった。しかし四一年には全国的に凶作で、この種の争議は六六五件(二〇・一%)に増加した。四一年の小作争議総件数(三、三〇八件)が前年(三、一六五件)にくらべ増加したのは、主としてこの種の争議の増加によるものであった(第7および第8表参照)。

小作料の高率や農業経営収支不足等を理由として、小作人が小作料の減額等を要求して起こす争議は満洲事変から日中戦争へと戦時経済が進展する中で減少傾向をたどって来た。この傾向は、小作調停の普及や争議による小作料率の低下その他の事情もいくらか影響しているものであろうが、一九三九年からふたたび増加する傾向を示しはじめたことが注目される。たとえば、「小作料高率」を原因として発生した争議は、一九三八年九六件(総件数の二・一%)であったが、翌三九年には一三五件(三・八%)、四〇年一九六件(六・二%)、四一年二〇二件(六・一%)となった。これは、戦時経済の進展にともない農業労働力の戦場・軍事工場への動員が激増し、土地に対する需要の減退を背景として小作人の一地主に対する関係が、前者にとって有利に変化して来たことにもよるであろう。言葉を変えていえば、高額小作料を支払ったあとに小作人の手もとに残る農業所得は、軍事工業等における賃労働収入にくらべて小さく、小作経営が相対的に不利になって来たことの反映とみてよいであろう。

これに反して、地主が小作料の値上げを要求し小作人がこれに反対することにより発生する争議は、一九三三年ころより漸増傾向をたどって来たのであるが、三七年には二二〇件(総件数の三・六%)に達した。しかしこの種争議は同年以降減少に転じ、三八年一三九件(三・〇%)から四〇年七七件(二・四%)、四一年五九件(一・八%)になった。この傾向も、前記の戦時経済の進展にともなう農村事情の変化を一般的背景とし、特殊的には、農地調整法の施行によって新地主の値上げ要求事件の減少したことと、小作料統制令の実施効果によるものであろう。しかしこれら政府の小作料対策の実施にかかわらず、この種の争議がなお跡を絶たない点について、農林省当局はこう述べている、

——「既に小作料統制令実施以来一カ年を経過する今日尚斯る事件の存在することは理解

に苦しむ所なり(昭和一五年「農地年報」八ページ)。

「小作料滞納」によって起こる争議は、一九三六年八七一件(一二・八%)と、なお相当多数を記録していたが、日中戦争以来減少傾向に転じた。すなわち一九三七年には六二二件(一〇・一%)、四〇年三七五件(一一・九%)、四一年には三九〇件(一一・八%)となっている。この種の争議は、大正中期から昭和恐慌下の時期にかけて、「小作料高額」とならんで争議の大きな原因となって来たものであるだけに、注目すべき傾向といわねばならぬ。

つぎに、地主の小作地引上げ(返還)要求に対する小作人の反対を内容とする争議——広い意味の土地争議についてみよう。これは、小作地を買った新地主が土地引上げを小作人に対し要求したり、地主が工場・学校・道路敷地に転用するために小作地引上げをはかったり、あるいは小作料滞納を理由に、またあるものは食糧不足を補うための自耕のために小作地の返還を求めると、種々の動機によって小作契約解除を要求する地主に対し、小作人側は小作契約の継続、小作権の確認、作離料の交付等を要求して争議となるものである。これらの土地争議は、昭和恐慌下にとくに激しく生起し、その後も増勢をたどって来たものであり、またその性格からして小作農民の生活そのものを脅かす土地に関するものであるから、小作人の消極的抵抗とはいっても、彼らの生活権擁護の闘争として深刻な様相を呈するものが多かった。

さてこの種の土地争議は、第9表の示すように、一九三六年の三、六四四件(総件数に対する割合五三・六%)を頂点としてその後は減少しはじめた。しかしこの統計に示された数字だけで、ただちに地主の小作地引上げが減少したとみることはできない。「農地年報」もこの点を注意して、「此処に掲げたるは元より争議化したるのみにして、今若し争議化せずして引上げられたるものを考慮に入れるならば、如何に大なる面積に及ぶものなるかは最近に於ける工場及住宅敷地等に因る潰地面積より推察するも明白なり」と述べている(「昭和一五年農地年報」九ページ)。

官庁統計に示された土地争議の件数が、一九三六年を頂点としてそれ以後減少したとはいっても、総小作争議件中にしめるその比重は翌三七年五七・九%とむしろ増大し、その後も全体の半ばに達しているから(前掲第9表)、この種争議の意義が減少したとみることは正しくない。戦時下、ことに太平洋戦争開始後は、いっさいの争議行為が農村平和をみだし、食糧生産を阻害して「聖戦完遂」をさまたげるものとして官憲の取締りの対象となったため、争議の発生そのものが権力によって抑えられた結果、土地争議もその件数を減少したものとみるべきであろう。

なおこの種土地争議は、一九四〇、四一年には新潟・沖縄の二県をのぞき、全国いたるところに発生した。とくにそれが多発した県は、四〇年にあつては、山形・福島・山梨・宮城・青森・茨城・栃木・秋田等であった。一九四三年以後は新潟においても土地争議が急増するにいたる事情については、のちに同県の農民運動を記録する箇所で見られるとおりである。

日中戦争勃発いらい、とくに太平洋戦争開始前後から、小作争議について注目すべき現象は、小作人の小作地買受けあるいは買戻し要求に原因する争議の増加したことである。これは小作人が兼業収入——主として賃労働収入の増加により土地買入れ資金を蓄積したこととも関係がある。また、政府の自作農創設維持政策に応じて、小作人の小作地買取り要求が出され、あるいは地主の小作地引上げの動きを察知した小作人がすすんで土地買受けを申し出て、地主との交渉が決裂して争議化した例が多かったことは、のちに北海道における小作争議の項でみるとおりである。

最後に、小作人が耕作中の小作地を返還すると地主に申し出たことから争議になる事件が、一九四〇・四一年になって相当に増えたことも、戦時経済の農村にあたえた影響として注目をひく(四

一年にはこの種争議が六〇件に達した)。これは、肥料・農機具あるいは労働力不足を理由に小作契約解除を希望するものが大部分である。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
